

大田市告示第57号

大田市畜産関係補助金交付要綱（平成17年大田市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第2項の表肉用牛振興対策事業費補助金の部を次のように改める。

肉用牛等振興 対策事業費補 助金	増頭対策及び 育種改良に重 点を置き、銘 柄牛の定着化 と生産性の向 上を通じて肉 用牛振興を図 るとともに酪 農経営の安定 化を支援する	(1) 子牛出 荷円滑化事業 市場開設協力 員の出荷に要 する経費	1 / 2 以内	農業協同組合
		(2) 全共等 推進事業 全共等の好成 績を目指す事 業	1 / 2 以内	農業協同組合
		(3) 基礎雌 牛整備事業 繁殖用基礎雌 牛の導入に要 する経費	1 頭当たり定額	農業協同組合
		(4) 優良雌 子牛保留事業 優良系統牛か ら生まれた牛	1 / 2 以内	農業協同組合

の保留に要する経費		
(5) 飼育管理改善事業 牛舎改善等に要する経費	1 / 4 以内 (上限 1 0 0 千円)	農業協同組合
(6) 畜産アドバイザー活動支援事業 アドバイザーの活動経費	1 / 2 以内	農業協同組合
(7) 畜産総合センター利用促進事業 畜産総合センターの利用料助成	1 / 2 以内	農業協同組合
(8) 経産牛導入支援事業 経産牛 (5 才未満の妊娠牛) の導入に要する経費	1 / 6 以内 (上限 1 5 0 千円)	農業協同組合
(9) 畜産総合センター活用増頭支援事	1 / 6 以内 (上限 1 5 0 千円)	農業協同組合

		業 畜産総合センターを有効活用した増頭 (導入(5歳未満)、保留) に要する経費		
		(10) 供胚牛確保(受精卵移植) 種牛性と育種価の高い肉用牛から選抜したドナー牛の借上料等	2/3以内	農業協同組合
		(11) 採卵委託料負担 (受精卵移植) 供胚牛から採卵するための経費	2/3以内	受精卵移植協議会
		(12) 産子雌子牛保留 (受精卵移植)	1頭当たり定額	受精卵移植協議会

	及び繁殖牛の飼養・放牧に必要な機械施設等の整備に要する経費	限 1 5 万円／頭)	団体等
	ウ) 和牛生産受精卵移植等支援事業 受精卵移植による和牛生産に対する奨励金	定額 5 1 千円／頭	農業協同組合、酪農農業協同組合
	エ) しまね和牛生産基盤強化対策支援事業 共同畜産施設等の整備に要する経費	1 / 2 以内	農業協同組合、農業公社、農事組合法人等
	(1 6) 販売促進活動事業 販売促進活動に係る経費	定額	農業協同組合、酪農生産者

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。